

業務仕様書

1 業務名称

県立病院施設改修事業に関するコンストラクション・マネジメント業務

2 発注者

地方独立行政法人埼玉県立病院機構 理事長

3 契約期間

契約締結の日から令和5年6月30日まで

4 履行期間

令和3年7月1日から令和5年6月30日まで

5 業務目的

病院施設の改修に係る設計・工事（以下「工事等」という。）について、発注者の技術的等支援者として、実施計画、受注者選定、受注者に対するスケジュール・コスト・品質管理等のマネジメントを主体的に行い、改修事業費の抑制と円滑な事業実施を図る。

6 業務概要

- (1) 年度計画検討業務
- (2) 改修工事等実施支援業務
- (3) 短期修繕計画策定業務
- (4) 業務報告

7 履行場所

埼玉県立循環器・呼吸器病センター	埼玉県熊谷市板井1696
埼玉県立がんセンター	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室780
埼玉県立小児医療センター	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2
埼玉県立精神医療センター	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818-2

8 業務内容

- (1) 年度計画等検討業務

ア 予算積算

翌年度に発注者が計画する全ての工事等について、予算要求に必要な概算積算書及び臨時に随時指定する概算積算書を作成するとともに、優先順位の確認を行う。

概算積算書には、工事概要、整備手法検討書、概略図及び工程表が含まれる。

必要に応じて病院からの聞き取り及び現場確認を行う。

過年度実績及び業務期間中の計画は、参考データ①、②のとおり。

イ 相談等業務

- (ア) 施設整備担当職員（病院管財担当職員を含む）等からの改修工事等（一部、小修繕も含む）のほか、施設整備に関する技術的な相談対応
- (イ) 上記に関する見積書の内容精査
- (ウ) 発注者が予定している改修工事等を変更する場合及び補正予算等で臨時に行う場合の改修工事等に係る基本構想作成（工事概算、工事概要、概略図及び工程表も含む）

(2) 改修工事等実施支援業務

対象：発注者が指定する工事等（参考データ②中「◎」印を付した案件）

ア 設計

- (ア) 入札・契約
 - a. 設計仕様書の原案作成（病院からの工事概要聴取、工事概要作成等）
 - b. 質疑回答の作成（設計仕様書に関する事項に限る）
 - c. 入札参加資格のうち、技術的項目の審査補助・確認
- (イ) 設計委託業務中
 - a. 設計業務の進行管理
 - b. 病院要望等の確認、設計者への指示
 - c. 設計内容（病院要望への対応状況及び病院運営への影響確認も含む）・設計図書（図面及び積算書等）の確認
 - d. 工事費等コスト削減の提案（提案内容とその採用について報告書を作成する）
 - e. 設計委託業務関係書類の確認
 - f. 設計会議の司会進行
- (ウ) 検査
 - a. 下検査、病院への結果報告
 - b. 完成検査等の立会い、是正事項の指摘及び是正確認

イ 工事（設計・施工一括発注を含む） ※全件工事監理は入らない

- (ア) 入札・契約
 - a. 特記仕様書及び補足説明事項原案の作成
 - b. 質疑回答の作成・確認（設計図書に関する事項に限る。なお、設計者への確認も含む。）
 - c. 設計施工一式工事を実施する際の仕様書、設計書及び概算工事費の作成
 - d. 入札参加資格のうち、技術的項目の審査補助・確認
- (イ) 工事施工中
 - a. 工事の進行管理（コスト管理も含む）、施工者への指示（複数工事を並行して施工する場合、施工者間の調整も含む。）
 - b. 病院要望等の確認、施工者との調整
 - c. 工事内容の確認（土日休日も必要に応じて対応する）、施工者への指示、施工者との調整（病院運営に大きく影響を及ぼす工事については、現場調整を緊密に行う。）
 - d. 工事費の増減調整
 - e. 品質管理（公共建築工事標準仕様書等の各種標準仕様書等を遵守させることの指導も含む）

- む)
- f. 安全管理（緊急時における臨機の対応に関する指導も含む）
- g. 工事関係書類の確認
- h. 工程会議の司会進行（1案件あたり、概ね週1回程度開催）
 - （ウ）検査
 - a. 下検査、病院への結果報告
 - b. 完成検査等の立会い、是正事項の指摘及び是正確認
 - （エ）竣工後
 - a. 瑕疵対応に関する施工者との調整
 - b. 関係者等への取扱説明
 - c. 完成図書等の確認

（3）短期修繕計画策定

計画期間は5年とする。

各病院の中長期修繕計画（循環器・呼吸器病センター 平成30年度策定、がんセンター 平成26年度策定、小児医療センター 平成29年度策定、精神医療センター 平成24年度策定）を参考に、計画策定後の工事实施状況や直近の点検結果等を踏まえた実施計画とする。また、直接工事費は、受注者が把握している実勢価格を採用する。

策定にあたっては、予防（計画）保全・事後保全区分及び更新（工事）・修繕区分を適切に振り分け明確にするとともに、施設の長寿命化を目指した内容とする。また、更新（工事）については、法人中期計画が想定する建設改良費の範囲で実施するよう優先順位を精査する。

計画は年度毎に時点修正（後年度の見直しを含む）を行うこととし、令和4～8年度計画を令和4年2月28日までに、令和5～9年度計画を令和5年2月28日までに、それぞれ提出する。業務完了時には令和5～9年度計画を再度時点修正（令和5年3月以降に新たに判明した項目を追記。単価の時点修正は不要。）し提出する。

（4）業務報告

8（1）～（3）の業務に関し、その実施状況を監督員へ報告する（月1回以上）。

なお、短期修繕計画及び見積書等のバックデータについては、簿冊1部及びデータ一式を、指定期限までに発注者へ提出する。

9 成果品

（1）年度別予算計画書

（2）短期修繕計画書

（いずれも簿冊1部及び見積書等のバックデータを含むデータ一式）

10 適用基準類

本業務は、以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は、技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。適用図書は、最新年度版を使用する。

- ・ 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築構造設計基準（ 〃 ）
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（ 〃 ）
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説（ 〃 ）
- ・ グリーン庁舎計画指針及び同解説（ 〃 ）
- ・ 公共建築設計業務委託共通仕様書（ 〃 ）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（ 〃 ）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（ 〃 ）
- ・ 公共建築設備工事標準図（ 〃 ）
- ・ 建築工事監理業務委託共通仕様書（ 〃 ）
- ・ 建築設備計画基準・同要領（ 〃 ）
- ・ 建築設備設計基準・同要領（ 〃 ）
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引き（ 〃 ）
- ・ 建築設備設計計算書書式集（ 〃 ）
- ・ 排水再利用・雨水利用システム設計基準・同解説（ 〃 ）
- ・ 公共建築工事積算基準（ 〃 ）
- ・ 公共建築数量積算基準（ 〃 ）
- ・ 建築工事内訳書作成要領（建築工事編）（ 〃 ）
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準（ 〃 ）
- ・ 建築設備数量積算基準・同解説（ 〃 ）
- ・ 建築設備工事内訳書標準書式（ 〃 ）
- ・ 建築設備工事内訳書作成要領（設備工事編）（ 〃 ）
- ・ 建築設計業務等電子納品要領（案）（ 〃 ）
- ・ 建築物修繕措置判定手法（ 〃 ）
- ・ 建築設備の維持保全と劣化診断（ 〃 ）
- ・ 建築物のライフサイクルコスト（ 〃 ）
- ・ 別途監督職員が指示したもの